

※細則として以下を新規追加する

スピード競技開催規定 細則：ヒルクライム競技開催要項

1 目的：

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJAF公認のヒルクライム競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

2 定義：

ヒルクライム競技は、競技予定区間内にあらかじめ設定された登坂コースで行われる競技。

3 開催場所：

他の交通を遮断した場所であること。

1) 一般交通の用に供することを目的としている道路（市町村道等）においては、競技予定区間の占用許可（使用許可）を得たうえで、オーガナイザーが、沿道住民、観客、競技運転者、競技関係者等の安全性を確実に担保し、一般交通の遮断のための自主警備体制および競技中の事故に備えた緊急医療体制を確立したうえで、地域住民、道路利用者等の合意を形成し、当該道路管理者等から使用承諾書等を、所轄警察署長から道路使用許可を得ること。

2) 上記1)に該当しない場合、競技予定区間の占用許可（使用許可）を得ること。

4 開催資格：

JAF加盟・公認クラブおよび加盟・公認団体とする。

5 参加車両：

1) 上記3 1)に該当する場合は、JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した自動車登録番号標(車両番号標)付車両とする。

2) 上記3 2)に該当する場合は、JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。

3) 上記1)および2)に定められた参加車両の内、自動車登録番号標(車両番号標)付車両は、4点式以上のロールケージおよび4点式以上の安全ベルトの装着が義務付けられる。

4) 競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

6 競技会役員：

少なくとも競技会審査委員2名、競技長、およびコース・計時・技術・救急の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。

7 参加資格：

1) クローズド格式競技会の場合：4輪運転免許証所持者。

2) 地方・準国内・国内格式競技会の場合：国内Bライセンス以上の所持者。

8 競技方法：

本競技は、1台の車両がスタンディングスタート、またはランニングスタート方式で競技コースを走行する。

9 競技コース：

オーガナイザーは、競技予定区間の形状等に応じて以下の登坂コースを設定し、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

- 1) スタートライン
- 2) 競技区間
- 3) フィニッシュライン
- 4) 減速区間
- 5) ポストの位置

1.0 順位の決定：

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明記すること。

1.1 車両検査：

- 1) 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
- 2) 参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
- 3) 次の何れかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
 - (1) 車両検査で不合格の場合
 - (2) 車両検査を受けない場合
 - (3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

1.2 参加者およびドライバーの遵守事項：

- 1) 全てのドライバーは、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用することを推奨する。
- 2) ヘルメットはJ A F国内競技車両規則・第4編細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。

1.3 安全の確保：

- 1) 競技中は、競技役員を除き、如何なる者もコース上に立ち入ってはならない。
- 2) オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行うこと。
また、未経験者や初心者を対象としたクラスを設ける場合は、最大限に安全を考慮したコース設定を行うこと。なお、短縮したコースの設定や、減速区間を設けることができる。
- 3) 原則として観客の導入は認められない。ただし、観客の導入を希望する場合は、J A F公認スピード競技コース（2級以上）に準じた十分な防護対策を講じなければならず、観客導入計画書を作成し、競技会開催日の2ヶ月前にJ A Fに提出すること。J A Fは、当該観客導入計画書を受け、確認（査察等）を実施する。
なお、上記確認（査察等）により観客の導入が認められた場合でも競技会審査委員会が危険と判断した場合、観客導入を認めない場合がある。
- 4) オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。また、競技会当日怪我、病気等の患者を開催場所内で搬送する車両を備えること。
- 5) 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

1.4 競技会の成立、延期、中止、短縮：

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は、全参加車両が1回以上の走行を終了した時点で成立する。

以上